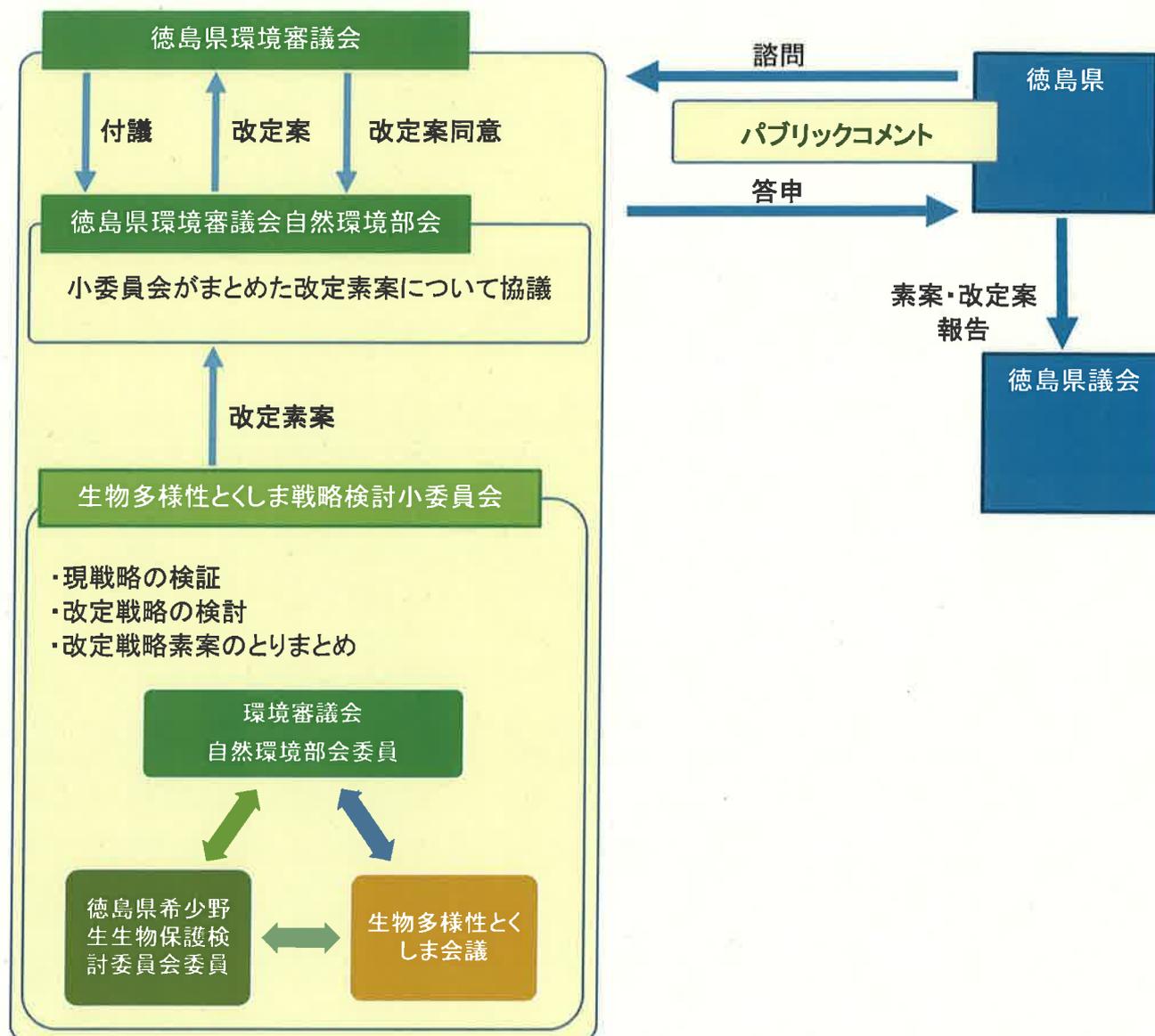


生物多様性とくしま戦略の改定について

1. 戦略改定に係る流れ



2. 戦略改定に係るスケジュール

平成29年10月	知事から徳島県環境審議会に諮問
11月	徳島県環境審議会自然環境部会
12月～	生物多様性とくしま戦略検討小委員会による改正素案とりまとめ
平成30年 2月	定例県議会に素案を説明
3月～	徳島県環境審議会自然環境部会 パブリックコメント
6月	定例県議会に改定案を説明 徳島県環境審議会から知事に答申

〈参考〉

「生物多様性とくしま戦略」の見直しのあり方に係る提案



2017年10月3日

生物多様性とくしま会議

「生物多様性とくしま会議」構成団体

エコロジーの森を創る会
NPO 法人大川原
沖洲海浜楽しむ会
NPO 法人カイクナイチャーネットワーク
一般社団法人かみかつ里山倶楽部
NPO 法人川塾
黒沢湿原を守ろう会
NPO 法人里山の風景をつくる会
市民アクション徳島
NPO 法人剣山クラブ
NPO 法人徳島共生塾一步会
徳島県自然保護協会
徳島県植物研究会
とくしま自然観察の会
NPO 法人徳島保全生物学研究会
日本ビオトープ管理士会徳島支部
日本野鳥の会徳島県支部
ピース
NPO 法人三嶺の自然を守る会
吉野川ひがたの会
吉野川ラムサールネットワーク

「生物多様性とくしま戦略」の見直しのあり方に係る提案

2013年10月、「生物多様性とくしま戦略（以下、とくしま戦略）」が公布されました。とくしま戦略の策定にあたっては、私たち「生物多様性とくしま会議（以下、とくしま会議）」は、タウンミーティングの開催をとおして県民からの意見聴取・整理に協力し、また、「徳島・生物多様性博覧会」の開催や「BST 生きものパズル」の作成・配布等を通じて、広報・啓発とネットワークづくりに協力してまいりました。

飯泉知事は、とくしま戦略の冒頭で、「行政はもとより、関係団体や事業者をはじめ、県民の皆さま一人ひとりが共に考え、共に行動していく、“新しい協働の形”が構築され、地域一体となった活動が県内各地で繰り広げられることを大いに期待しております」と述べておられます。徳島県は、協働の核となる「生物多様性センター」を発足させ、さらに、「とくしま生物多様性活動推進協議会（以下、協議会）」の立ち上げに尽力されました。私たち、とくしま会議は、県民・市民団体としての責任を果たすべく、勝浦川流域フィールド講座の実施をとおした生物多様性リーダーの育成、シカ被害対策の実施、協議会への参画と事務局運営等をとおして、戦略の推進をボランティアに支援してきています。

とくしま戦略を推進するにあたって、徳島県は、「外部評価委員会による進捗管理」、「5年をめどとする短期目標・行動計画の見直し」、それらをとおした「PDCAの実施」を明言されています。とくしま戦略の策定から5年目を向かえた今、徳島県は見直しに着手し、その責務を果たす義務があります。私たち、とくしま会議は見直しの過程に参画し、それを支援します。

以下、とくしま戦略の見直しのあり方について、提案いたします。

1. 見直しの方針と手順について

(1) 55の行動計画について達成度評価を行うこと

- ・ 達成度の評価は、まずは、行動計画に示された責任部局等が個々に行う必要があります。とくしま会議も、市民団体としての責務を果たせたかどうかを自己評価し、申告する予定です。
- ・ 達成度は、例えば5段階で評価し、達成できてない場合はその要因についての分析を行われなければなりません。
- ・ 個々の評価結果を集約して、外部評価を受ける必要があります。

(2) とくしま戦略策定後の社会動向や課題を把握・抽出し、整理すること

- ・ 生物多様性や生態系の保全と利活用に係る政策や課題について、世界、日本、徳島の動向を把握・分析し、次期のとくしま戦略の目標と整合させる必要があります。
- ・ 例えば、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連総会で採択され、持続可能な社会づくりに向け、2030年までに企業や個人が達成すべき17の目標が示されました。経済業界ではESG投資が広がってきています。
- ・ 一方、ヒアリやクビアカツヤカミキリの侵入にみられるように、外来種による経済損失も深刻化してきています。
- ・ 徳島県内では、「徳島県気候適応戦略」および「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」が策定され、防災等に生態系やグリーンインフラを活用していくことが示されました。また、コウノトリを指標種とし、生息地としてのレンコン畑等を保全しようとする活動や、エシカル消費の観点から生産者と消費者をつないでゆこうとする動きもみられます。

(3) 新しい社会の動きと整合性のある次期目標をたて、そして、具体の課題を解決するための行動計画をとりまとめること

2. 見直しの体制について

(1) 専門家、行政、事業者、市民団体等、多様な関係者の関与のもとで見直し作業を行うこと

- ・ 例えば、とくしま戦略の策定過程のように、徳島県環境審議会や希少野生生物保護専門委員会の構成員、大学や高専の専門家、市民団等からなる委員会を設置し、外部評価を行いながら見直しをすすめてゆかなければなりません。
- ・ 私たち、とくしま会議も委員会に参画し、見直し業務を支援してゆきたいと考えています。

